

第3次亀山市男女共同参画基本計画

平成29年3月

亀山市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	2
1. 世界の動向	2
2. 国の動向	2
3. 三重県の動向	2
4. 亀山市の動向	3
5. 前計画の期間内における取り組みの成果と課題	3
第3章 計画の基本目標とキャッチフレーズ	9
1. 基本目標	9
2. キャッチフレーズ	10
3. 計画の体系	11
第4章 男女共同参画の推進のための施策	12
基本目標1 男女共同参画社会の実現	12
1. 男女の人権尊重	12
2. 教育や啓発による意識改革、理解の促進	14
3. 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	16
基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍	18
4. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	18
5. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	20
6. 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	22
7. 雇用等における男女共同参画の推進	24
基本目標3 安全・安心な暮らしの実現	26
8. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	26
9. 生涯にわたる健康づくり支援	28
10. 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	30
11. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	32
計画の目標値と参考指標	34
第5章 計画の推進	38
1. 推進体制	38
2. 進行管理	38
3. 評価	38

資料編

策定経過

亀山市男女が生き生き輝く条例

亀山市男女共同参画審議会規則

亀山市男女共同参画審議会名簿

亀山市男女共同参画推進会議要綱

亀山市要保護児童等・DV 対策地域協議会設置要綱

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成28年度 亀山市男女共同参画に関する市民意識調査

・実施要領

・調査票

・調査結果(概要)

用語解説

今回は添付
しておりま
せん。

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

亀山市では、男女が共に助け合い、お互いを大切にし、お互いを認め合いながら心豊かに暮らせるまちを実現するため、平成20年6月に「亀山市男女が生き生き輝く条例」を制定するとともに、平成24年に策定した第2次となる「亀山市男女共同参画基本計画 2012」に基づき、様々な啓発活動や相談体制の充実、各種審議会等への女性登用の推進、家族の時間づくりへの取り組みなど、男女共同参画の推進に向け積極的に進めてまいりました。

しかしながら、平成28年に実施いたしました「亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「性別による固定的な役割分担意識」は、解消傾向が見られたものの依然として根強く存在し、また審議会等における女性の登用率も目標値には達していないなど、男女共同参画社会の実現は社会全体で取り組むべき課題であり、引き続き基本目標ごとに重点的に推進していく必要があります。

このような状況の中、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考えやそれに基づく社会の制度や慣行を見直し、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な分野において、男女が共に助け合い、お互いを大切にし、お互いを認め合いながら心豊かに暮らすことができるとともに、誰もが個性と能力を十分発揮でき、男女が対等なパートナーとして、自らの意思で様々な活動に参画し、共に責任を担うことのできる男女共同参画社会の実現が求められています。

そしてまた、男女共同参画社会の実現に向けては、市民、事業者、各種活動団体、教育に携わる者、行政等が、相互に連携を強化し、協働して男女共同参画を推進していく必要があります。

このような状況を踏まえ、今後の亀山市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次亀山市男女共同参画基本計画」を策定したものです。

2. 計画の位置付け

- (1) 亀山市男女が生き生き輝く条例第11条に基づく、亀山市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定します。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、国の第4次男女共同参画基本計画及び第2次三重県男女共同参画基本計画を勘案した市町村男女共同参画計画として策定します。
- (3) この計画の基本目標2「あらゆる分野における女性の活躍」の基本施策5「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」、基本施策6「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進」及び基本施策7「雇用等における男女共同参画の推進」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

- (4)この計画の基本目標3「安全・安心な暮らしの実現」の基本施策8「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- (5)第2次亀山市総合計画を上位計画とし、亀山市子ども・子育て支援事業計画や亀山市人権施策基本方針などの関連計画等との整合を図ります。

3. 計画の期間

第2次亀山市総合計画前期基本計画の計画期間に合わせ、本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動向

国際連合は、昭和50年を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」の3つを目標に掲げ、女性の自立と地位の向上を目指して世界的行動を行うことを宣言しました。また、昭和54年国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。その後、各地で世界女性会議を開催するなど、女性の地位向上の取り組みを進めてきました。

平成23年には、女性と女兒の権利を促進するため、国連女性開発基金(UNIFEM)、女性の地位向上部(DAW)、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室(OSAGI)、国際婦人調査訓練研修所(UN-INSTRAW)という国連の4つの機関を統合した国連機関「UN Women」が発足しました。

2. 国の動向

国においては、平成11年に男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」を制定し、同法に基づき策定された男女共同参画基本計画により、これまで様々な取り組みが実施されてきました。平成13年には、「DV防止法」が公布され、その後の改正を経ながら、夫婦間等における女性に対する暴力の防止や被害者保護の取り組みが強化されてきました。また、平成27年には、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、「女性活躍推進法」が制定されました。そして、平成27年12月にこれらの法律の趣旨を踏まえ、「男女共同参画社会基本法」に基づく第4次となる男女共同参画基本計画が策定されました。

3. 三重県の動向

三重県では、第2次三重県男女共同参画基本計画を平成23年に策定し、今年度は、当該計画の改訂について進められています。また、平成26年には、女性の活躍推進の機運を醸成し、女性が活躍できる環境整備を進めるため、「女性の活躍推進三重県会議」を立ち上げ、県内の民間事業所や市町等、278の事業所(平成28年11月24日現在)が趣旨に賛同して

会員となっています。

4. 亀山市の動向

亀山市では、平成 20 年に「亀山市男女が生き生き輝く条例」を施行し、平成 24 年3月には「亀山市男女共同参画基本計画 2012」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や各種審議会等への女性の参画推進などの取り組みを行ってきました。

5. 前計画の期間内における取り組みの成果と課題

亀山市男女共同参画基本計画 2012 では、平成 24 年度から平成 28 年度までの5年間を計画期間として、6つの基本目標を掲げて施策を立案し、推進してきました。以下に、基本目標ごとに設定した成果指標に対する実績値を示すとともに、計画期間内の取り組みを検証します。

(1) 亀山市男女共同参画基本計画 2012 における基本目標・成果指標・実績値

I 男女共同参画社会を実現する意識づくり

基本施策の成果指標	平成 23 年度	目標値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 28 年度)
男女共同参画を意識している人の割合(※1)	43.6%	55%	53.3%

※1…「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」で、性別による固定的な役割分担意識の1つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合

II 働く場における男女共同参画の推進

基本施策の成果指標	平成 22 年度	目標値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 28 年度)
事業者向け研修会等への参加事業所数	13 事業所	30 事業所	16 事業所

III 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

基本施策の成果指標	平成 23 年度	目標値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 28 年度)
審議会等における女性の登用率(※2)	34.5%	40%	36.1%
本市における管理職員の女性比率(※3)	26.9%	30%	23.2%

※2…毎年、4月1日現在で調査。地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会・審議会等並びに市の条例・規則・要綱・規程等に基づき設置されているもので、委員に市の職員以外の者が含まれていて、複数の委員等により組織している委員会・協議会等における女性委員の総委員数に対する割合

※3…毎年、4月1日現在で調査。毎年、内閣府が実施する「管理職の在職状況調査」に基づき、管理職(管理職の全体)のうちの女性の割合を算出。

IV ワーク・ライフ・バランス「仕事と生活の調和」

基本施策の成果指標を「男性の育児休業取得率(調査対象:市内企業100社)」とし、平成22年度の数値が4.1%、平成28年度における目標値を10%としていたところですが、この指標については、ある特定の企業における対象の男性社員数及びその内の育児休業取得者数によって、取得率が大きく増減することを鑑み、平成28年度における実績値の把握は行わないものとなりました。

なお、参考として、平成27年8月に本市が実施したアンケート調査の結果を掲載します。

平成27年8月実施の亀山市総合戦略策定のための事業所アンケート調査

市内各事業所の正規社員(男女別)の育児休業制度の利用対象者数及び実績 (単位:人)

	平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	男性		女性		男性		女性		男性		女性	
	対象者	取得者(実績)	対象者	取得者(実績)	対象者	取得者(実績)	対象者	取得者(実績)	対象者	取得者(実績)	対象者	取得者(実績)
事業所A	78	27	3	3	121	27	4	4	65	41	6	6
事業所B	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
その他の事業所 73社の計	51	0	33	20	56	0	26	15	52	0	36	20
合計	129	27	36	23	177	27	30	19	117	42	42	26
取得率(%)	20.9%		63.9%		15.3%		63.3%		35.9%		61.9%	

※取得者数のみ(あるいは対象者数のみ)記入してある事業所の回答については、取得対象者数(あるいは取得者数)が不明で取得率の算出ができないため、集計には含めていない。また、3カ年のうち単年度あるいは2カ年度分の記入しかない事業所の回答についても、年次推移を把握するに当たり適当ではないため、集計には含めていない。

V 地域における男女共同参画の推進

基本施策の成果指標	平成 23 年度	目標値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 28 年度)
社会活動参加率(※4)	40.9%	50%	46.2%
子育てに関する地域活動に参加したことがある人のうち男性の比率(※5)	42.6%	50%	37.5%

※4…「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」で、県・市の審議会・委員会の活動、町内会、自治会等の活動、PTA活動、子ども会・青少年グループの世話、青年団体・女性団体・老人団体などの活動、消費者団体・生活協同組合などの消費者活動、NPO団体などのボランティア活動等の活動に、現在参加していると答えた人の割合。

※5…「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」で、何らかの子育てに関する地域活動に参加したことがあると答えた人のうち、男性の割合。

(この指標については、何らかの子育てに関する地域活動に参加したことがあると答えた女性が多かった場合、必然的に男性の割合は低下するものであり、実情を表していない可能性もあります。そこで、平成23年度と平成28年度の市民意識調査の結果を比較したところ、女性のうち何らかの子育てに関する地域活動に参加したことがあると答えた人の割合はほぼ同割合であったのに対し、男性のうち何らかの子育てに関する地域活動に参加したことがあると答えた人の割合は、平成23年度が44.5%だったのに対し、平成28年度は36.2%に低下していました。)

VI 心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり

基本施策の成果指標	平成 23 年度	目標値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 28 年度)
DV防止法認知度(※6)	47.7%	60%	50.8%
何らかのセクシュアル・ハラスメント防止対策をしている企業の比率	67.6% (平成22年度)	100%	調査未実施
健康診断受診率(※7)	77.5%	80%	79.0%

※6…「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」で、「DV防止法」を「よく知っている」「少し知っている」と答えた人の割合

※7…「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」で、最近1年間の間に健康診断を受診したと答えた人の割合

(2)計画期間内の取り組み

●三重県内男女共同参画連携映画祭の開催

県内市町と三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」が連携して実施する三重県内男女共同参画連携映画祭について、本市は、毎年6月に亀山市文化会館大ホールにて開催し、男女共同参画の啓発につながる映画の上映を行ってきました。また、映画上映前の啓発映像の放映や、上映後のアフタートークなどにより啓発効果を高める取り組みを行ってきました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
映画作品名	オカンの嫁入り	60歳のラブレター	そして父になる	ぼくたちの家族	あん
入場者数	女性:501人 男性:99人 合計:600人	女性:416人 男性:117人 合計:533人	女性:652人 男性:130人 合計:782人	女性:508人 男性:107人 合計:615人	女性:623人 男性:135人 合計:758人

●「亀山市家族の時間づくり」事業の実施

平成 22 年度から、労働者の休暇取得を促進し、働き方や、家族が一緒に過ごすことによる家族の絆、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について見つめ直すきっかけとなることを目的に、『亀山市の家族の時間づくり』に取り組んできました。

具体的には、5月の大型連休を「家族の時間づくり週間」として位置付けるとともに、大型連休前後の平日の1日を市内の幼稚園・小中学校の休園日・休校日(家族の時間づくりの日)に設定することで、子どもたちの保護者の休暇取得を促進し、家族(親子)で有意義な時間を過ごしてもらい取り組みです。

また、家族の時間づくり週間中は、家族で有意義な時間を過ごしてもらえるよう文化会館などでの親子イベントを充実させたり、市内の文化財建造物を無料開放したりした他、市内(外)の事業所には趣旨の理解を求め、事業所の休業や労働者の休暇取得の奨励などをお願いしてきました。

この取り組みにより、一定程度は事業内容や趣旨が市民や市内事業所に定着・浸透しました。

●各種審議会等における女性の登用推進

市のあらゆる分野における審議会等の委員を委嘱するに当たっては、男女共同参画所管部署(共生社会推進室)との協議を経ることを庁内の統一ルールとし、女性の登用が進まない分野においては、その分野の担当職員の意識改善のほか、選出方法の見直しや、登用が進まない社会的背景を考察し、根本的な要因の解消に向けた働きかけなどを行ってきました。

●亀山市男女共同参画情報誌の発行

1年に1回、男女共同参画を推進する市民活動団体と協働で、亀山市男女共同参画情報誌(平成 27 年度までは「亀山市男女共同参画活動報告誌」)を作成し、市内の各家庭に各戸配布をしてきました。掲載内容は、市や市民活動団体による男女共同参画推進の取り組み紹介

のほか、啓発につながる記事の掲載に努めてきました。

●男女共同参画週間の取り組み

国が定める6月の男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画に関する啓発パネルの設置やのぼり旗の設置、国が選定した「キャッチフレーズ」の市広報紙への掲載、市ホームページでの情報発信等、様々な手法により啓発を行ってきました。

●男女共同参画講演会等の開催

市主催の男女共同参画に関する講演会等として、「LGBT 講演会」や「防災・減災と男女共同参画」講演会、「男の料理教室及び座談会」などのほか、亀山市雇用対策協議会における講座などを開催してきました。また、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携した「女性に対する暴力防止セミナー」の開催など、市民や事業所、市職員等の意識啓発につながる事業を行ってきました。

●各種研修会等への職員派遣・市民等の参加促進

「日本女性会議[※]」への市民の参加費助成や職員派遣により、国際的な事項や全国の先進事例等の情報を得ることで、啓発活動に活かしてきました。また、他市町で開催される講演会・講座等の市民への情報提供に努めるとともに、県等による職員研修や担当者会議、県内14市で構成される「CITYネット男女共同参画inみえ」に職員を派遣し、知識の習得と資質の向上に取り組み、啓発につなげてきました。

※日本女性会議…1984年に第1回大会が名古屋市で開催され、それ以降、毎年県庁所在地や政令指定都市などを中心に全国各地で開催されてきました。全国から約2,000人の参加者が集い、男女共同参画社会の実現に向け、講演やシンポジウム、分科会等をとおして課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的とした国内最大級の会議です。

●女性に対する暴力をなくす運動

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、庁内関係部署間や三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、パネル展示によるパープルリボン運動の普及、市広報紙への啓発記事掲載などを行ってきました。

●その他、広報啓発活動

市広報紙に、男女共同参画に関する様々な話題について定期的に啓発記事を掲載してきたほか、市公式フェイスブックでの情報発信、亀山市納涼大会での啓発うちわの配布、人権啓発イベントでの啓発物品の配布や男女共同参画を推進する市民活動団体と協働した啓発展示などの取り組みを行ってきました。

(3) 検証

亀山市男女共同参画基本計画 2012 で掲げた各成果指標に関して、平成 23 年度(一部、平成 22 年度)の数値と平成 28 年度の実績値を比較すると、数値が低下した指標も有り、結果的に目標値に達した成果指標は無かったものの、計画期間内において様々な取り組みを展開してきたことも影響し、多くの成果指標で数値が向上しており、少しずつではあるものの、男女共同参画社会の実現に向けて着実に歩みを進めてきたと言えます。

このように、男女共同参画社会の実現に向けては、まだ道半ばであり、今後さらに様々な取り組みに一層の注力をしていく必要があります。

第3章 計画の基本目標とキャッチフレーズ

1. 基本目標

亀山市男女が生き生き輝く条例第3条に規定する基本理念や、男女共同参画社会基本法をはじめ、DV防止法、女性活躍推進法等の趣旨、並びに平成27年12月に国が定めた第4次男女共同参画基本計画で強調されている視点等を鑑みた上で、本市として男女共同参画社会の実現を目指すに当たり、次のとおり、本計画における3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 男女共同参画社会の実現

全ての市民が男女共同参画や人権について正しく理解するとともに、家庭や地域、学校、職場等における固定的性別役割分担意識の解消を目指します。

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍

各種審議会、その他の団体等における女性の参画を促進するとともに、職業生活において男女が共に個性や能力を発揮できる環境整備を図ることにより、あらゆる分野において女性が活躍できる社会の実現を目指します。

基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

女性等に対する暴力の根絶に向けた啓発や被害者支援を行うとともに、生涯にわたる健康支援やひとり親家庭等への支援、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、安全・安心な暮らしの実現を目指します。

2. キャッチフレーズ

現行計画である「亀山市男女共同参画基本計画 2012」のキャッチフレーズ「男女共同参画社会の実現 ～共につくろう かめやまの未来～」の思いを継承するとともに、「亀山市男女が生き生き輝く条例」で掲げている基本理念や本計画の基本目標、市と市民等が協働して男女共同参画社会の実現に向けて取り組むという考え方について、分かりやすい言葉で市民に伝えることができるよう、次のとおり掲げます。

共につくろう 男女が生き生き輝くまち かめやま

亀山市男女が生き生き輝く条例（抜粋）

平成20年7月1日施行

（基本理念）

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において個性と能力を十分発揮できる機会を確保すること。
- (2) 男女とも健康で生き生きと暮らせるよう個々の生きる力を身に付けること。
- (3) 男女が互いの人権を尊重し合い、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考え又はそれに基づく制度若しくは慣行を見直し、互いに活かし合うこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において活動の計画から評価に至るまでの各過程において参画する機会を確保すること。
- (5) 男女がお互いに協力し合い、家事、育児、介護等の家庭生活と仕事、地域活動等の社会生活との両立に努めること。
- (6) 家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに努めること。
- (7) 国際社会における男女共同参画の取組に協力し、連携するよう努めること。

（協働）

第4条 市及び市民等*は、男女共同参画社会の実現に協働して取り組むものとする。

※市民等…市民(市内に居住し、在勤し、又は在学する者)、事業者、各種活動団体及び教育に携わる者

3. 計画の体系

キャッチフレーズ	基本目標	基本施策	施策の方向性		目標値・参考指標		
共につくろう 男女が生き生き輝くまち かめやま	1 男女共同参画社会の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進 (2)人権相談・支援体制の充実		目標値1 及び 参考指標1		
		2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援 (2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実 (3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進				
		3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発 (2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備				
	2 あらゆる分野における女性の活躍	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大 (2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画	目標値2 及び 参考指標2		
		5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み (2)仕事と家庭の両立のための環境整備 (3)市役所内の取り組み				
		6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発 (2)女性の活躍推進に向けた環境整備				
		7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み (2)子育て支援等、周辺環境の整備				
	3 安全・安心な暮らしの実現	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進 (2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画	目標値3 及び 参考指標3		
		9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 (2)スポーツ分野への女性の参画				
		10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり (2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備				
		11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1)災害に備えた体制の整備 (2)災害に備えた避難所運営体制の構築				

第4章 男女共同参画の推進のための施策

基本目標1 男女共同参画社会の実現

全ての市民が男女共同参画や人権について正しく理解するとともに、家庭や地域、学校、職場等における固定的性別役割分担意識の解消を目指します。

1. 男女の人権尊重

現状と課題

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し、豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが不可欠です。

「日本国憲法」には個人の尊重と法の下での平等がうたわれていますが、半世紀以上が経過した現在も、その精神が真に社会に生かされているとは言い難い状況にあります。中でも、「生物学的な性別(セックス)」とは別に、「文化的社会的に作られた性別(ジェンダー)」は、様々な形で女性への人権侵害や差別、暴力等を生み出し、現代社会に大きなひずみをもたらしています。

男女共同参画社会づくりは、あらゆる人々が個人としての人権を尊重され「人間として対等に生きる」社会づくりでもあり、人権の視点が何よりも重要です。多様な生き方の尊重や人権文化の定着を図るため、継続的な啓発活動を行うとともに、悩みを抱えた人が気軽に相談をすることができる環境整備が必要です。

施策の方向

(1)人権啓発・人権教育の推進

- 「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。
- 市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。
- 市広報紙や市公式ホームページ、市公式フェイスブック、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用して人権啓発に取り組めます。
- 学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。
- 家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。
- 企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。

(2)人権相談・支援体制の充実

- 困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。
- 人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口

等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境整備を図ります。

●相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。

●相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるよう体制の充実に努めます。

●民生委員・児童委員や保護司、また、地域で見守り活動を行っている団体等と連携し、悩み事や地域での人権問題を早期に発見し解決を図ります。

2. 教育や啓発による意識改革、理解の促進

現状と課題

性の違いを理解したうえで、お互いを「個」として尊重し合い、自立する精神を育むことは、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための重要な基盤となるものです。男女平等についての価値観や意識は、幼い頃からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されるため、子どもをとりまく大人たちの役割は非常に重要です。

特に、家庭における保護者等の言葉や考え方は、子どもの進学・進路、目指したい最終学歴、将来就きたい職業などの決定等に対して、大きな影響を与えます。“女子だから文系、あるいは短大へ”とか“男子だから理系、あるいは4年制大学へ”といった保護者等の発言は、子どもの個性や能力の発揮を妨げてしまうことになるかもしれません。また、保護者等の行動は、子どもたちに無意識のうちに、“男性は遅くまで仕事をして帰ってくるもの”、“女性は家族の食事の用意をするもの”などといった、性別による固定的な役割分担意識を植え付けてしまうことにつながります。

学校教育の現場においても、教職員の言動や考え方は、子どもに大きな影響を与えます。平成28年に実施いたしました「亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、学校の中を「男女平等である」と感じている人の割合は49.9%でした。これは他の分野と比べると高い割合と言えますが、学校における制度・慣行や教職員の言動を通して、無意識のうちに子どもたちに性別に基づく役割分担が期待されることもあるため、教職員への継続的な研修が必要です。

地域においても、祭りやイベント等での大人たちの言動や、性別による役割分担は、子どもたちの考え方・意識に影響を及ぼします。

このように、大人たちの考えの影響により、子どもの将来にわたる個性や能力の発揮を妨げてしまうことのないよう、大人たちへの男女共同参画意識の啓発も重要であり、大人たちが積極的に男女共同参画について理解し、子どもと共に考え、様々な活動に参画していくことが求められます。

施策の方向

(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援

- 家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。
- 子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。

(2) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実

- 児童・生徒が、互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。
- 次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実

を図ります。

●中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供を行います。

●社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。

(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進

●三重県内男女共同参画連携映画祭の開催、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。

●「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。

●6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。

●日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。

●男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。

●自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。

3. 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

現状と課題

日本社会における男女共同参画社会実現の大きな障害の1つは、高度経済成長期を通じて人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識です。社会構造の変化や社会経済の急速な変化に伴い、様々な施策が打ち出されているものの、まだまだ社会の中では個人としてではなく、性によって役割を決められる場面は少なくありません。

平成28年に実施いたしました「亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」においても、社会全体において「男女平等である」と感じている人の割合は15.3%にとどまっており、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は66.5%にのぼる一方、「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と答えた人の割合は5%と、ごく少数にとどまっています。このことから、まだまだ男女平等が進んでいるとは言い難い状況にあります。

また、同調査で、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「どちらかといえば同感しない」「同感しない」と答えた人の割合は、前回(平成23年)の市民意識調査では43.6%でしたが、今回53.3%となり9.7ポイント増加しました。一方「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、前回(平成23年)調査の47.6%から38.0%に減少しました。このことから、性別による固定的な役割分担意識は少しずつ解消されてきていると言えるものの、依然として38.0%もの市民が、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えているというのが現状です。

このような状況を解消するためにも、全ての市民が男女共同参画について正しく理解し、日常生活のあらゆる場面で「男女問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に自ら取り組むことができるよう、分かりやすい広報・啓発を行うことが重要です。

施策の方向

(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

- 様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消を推進します。
- 自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体への若い世代の男性や、リーダーとしての女性の参画を促進するよう広く啓発するとともに、各組織や団体に働きかけます。
- 地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、各組織・団体に対する啓発に努めます。
- あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的に行い第三者に見せることで、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。
- 市が作成・発行する文書(チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等)や市ホームページ等の情報発信において、無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り

組みます。

(2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備

● 男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備(ベビーベッド付男性トイレの整備等)に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。

● 学校・幼稚園・保育所の保護者会(PTA等)や自治会等の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等に開催するなど、多様な市民が参加しやすい運営となるよう広く周知啓発を図ります。

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍

各種審議会、その他の団体等における女性の参画を促進するとともに、職業生活において男女が共に個性や能力を発揮できる環境整備を図ることにより、あらゆる分野において女性が活躍できる社会の実現を目指します。

4. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

少子・高齢化の進展や経済情勢の変化に伴い、社会や地域における課題は多様化し続いています。行政や企業、団体等あらゆる分野の組織が、様々な課題に対応しながら、維持・発展していくためには、長年男性中心で進められてきた政策や方針決定の過程において、女性をはじめとする多様な人材の視点を十分に反映して取り組んでいくことが重要です。

これまで、本市では、最終的な意思決定に女性の視点や考えを反映するため、各種審議会等への女性登用の促進や、管理職への女性登用を推進してきました。しかしながら、平成28年4月時点の各種審議会等における女性委員の割合は36.1%、市職員総数に占める女性管理職の割合は23.2%(管理職全体)であり、まだまだ不十分な状況です。

また、事業所や各種団体、政治分野、自治会、PTA等、あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている傾向があり、女性の自治会長は、全235自治会のうち6人(2.6%、平成28年12月時点)であり、また、市内幼稚園・小中学校のPTA会長は全18人中、女性は2人(11.1%)であるなど(平成28年12月時点)、女性が補助的なポジションにとどまっている場合が多くみられます。

また、農業委員会の委員の任命を行う市町村長や農業協同組合の役員等の選出を行う当該農業協同組合等に対して、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)において、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれました。

このような状況の中、さらなる女性の意思決定過程への参画を推進するためにも、各組織を担う男性たちが女性参画拡大の必要性和メリットを理解して環境整備を行う等、役員や管理職等への登用を後押しすることが必要です。また、女性自身においては、それぞれの持つ個性や能力を発揮し、社会の形成に貢献することへの意識を高めていくことも重要です。

施策の方向

(1) 行政分野における女性の参画拡大

● 亀山市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。

● 女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとられない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本の要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。

● 各種審議会等への女性の参画拡大の一方で、女性の比率が偏って高いような審議会等に

については、その選出母体も含めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。

- 亀山市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。
- 亀山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。
- 市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、それぞれの実情に配慮しながら、できるだけ構成員の性別に偏りが生じないように努めます。
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報誌等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。

(2) 地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大

- 自治会や地域まちづくり協議会、PTA等の役員への女性の参画が促進されるよう啓発や働きかけを行います。
- 企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。
- 経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体(文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等)、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。
- 農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。

5. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

現状と課題

仕事は、家計を支えるとともにやりがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、趣味や学習、地域活動等も生活のうえで重要なものであり、双方の充実があつてこそ、人生は豊かなものとなります。

平成28年に実施いたしました「亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「女性は結婚して子どもが生まれた後も、職業を持ち続ける方がよい」と答えた人の割合は、平成21年調査の24.0%、平成23年調査の26.2%を経て、今回32.3%となり、増加傾向にあります。一方、「結婚するまでは職業をもつが、その後はもたない方がいい」又は「結婚して子どもができるまでは職業をもつが、その後はもたない方がいい」と答えた人の割合は、平成21年調査の6.0%、平成23年調査の5.3%を経て、今回3.0%となり、減少傾向を示しています。

しかし、このような意識変化の一方で、子育てや介護のために仕事を辞めざるを得なかったり、両立をしていたとしても、自分の時間を持つことが難しく、常に心身の疲労を感じていたり等、仕事と生活の間で様々な問題を抱える女性は未だ多く見られます。

その背景には、依然として多くの家庭において家事・育児・介護の負担が女性に偏っていることや、恒常的な長時間労働や休暇の取りにくさ等から男性が積極的に家庭生活を支援することが困難な状況等があります。

このような問題を解決し、男女がお互いのワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、仕事を持つ全ての男女が、労働時間の短縮や休暇を取得することによって、仕事以外の生活の部分充実させることの価値観を高めるとともに、職場環境の改善や地域における育児サービスの充実に取り組むことが重要です。

また、女性が自ら働き方をデザインし、様々な選択が可能となるよう支援をしていくことも、家族全員が生き生きと充実した人生を送るために必要であると言えます。

施策の方向

(1) 市民・企業等に対する啓発・取り組み

- 重点的に啓発等を行う期間として、「ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設定し、様々な関連事業を行います。
- ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。
- ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。
- 休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。
- 本市が、特に市民のワーク・ライフ・バランスの推進に注力していることについて、亀山市の魅力の一つとして、市内外に情報発信します。
- 夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」、フレックスタイム制度等につい

て、啓発に努めます。

●企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の導入等について、企業等へ働きかけを行います。

●公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する国や県等の制度について、普及啓発を図ります。

(2)仕事と家庭の両立のための環境整備

●保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。

●未婚率の減少や晩産化の解消のため、未婚の男性等を対象にした家事・育児に関する講座の開催等、若者等の結婚支援に努めます。

●若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。

(3)市役所内の取り組み

●女性の活躍推進等に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。

●亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得推進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病気休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

6. 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

現状と課題

全ての女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。女性の就業率が年々増加してきているなど、多くの分野において女性の活躍が進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含め、まだ十分とは言えません。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会の実現のため、引き続き、あらゆる分野における女性の活躍を推進していく必要があります。

社会において、女性の活躍を阻害している要因には、高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行があると考えられます。

働く場面においては、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行(以下「男性中心型労働慣行」という。)が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性思うように活躍できない背景となっています。また、生活の場面においても、男性の家事・育児・介護等への参画や地域社会への貢献などが必ずしも十分でないことにより、家事・育児・介護等における女性の負担が大きくなるなど、家庭以外の場所における女性の活躍が困難になる傾向があります。他方、家事・育児・介護等の多様な経験は、男性にとっても、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、キャリア形成の重要な機会と考えられますが、その経験を経ない男性が多いのが現状です。さらに、男性は仕事が忙しくて自己啓発を行う余裕がないと感じる者の割合が高い状況にあります。

このような中、長時間労働を削減するとともに、個々人の事情や仕事の内容に応じて、多様な柔軟な働き方が選択できるような社会への改革が望まれます。さらに、職場における男女間格差の是正などを通じ、男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画し、また、地域社会への貢献等、あらゆる分野において活躍するとともに、自己啓発等にかかる時間を確保できるなど、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現が期待されます。

施策の方向

(1) 意識醸成に向けた啓発

- 女性が活躍できる社会の実現を目指して、男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。
- 長時間労働の削減や転勤のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。
- 出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起

業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。

●「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。

●関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う、事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等（女性活躍推進法第 23 条に基づく協議会）の組織化について検討する。

(2) 女性の活躍推進に向けた環境整備

●「女性活躍推進法」に基づく事業主の「情報公表」や「行動計画の公表」の掲載先である、厚生労働省の「企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したホームページ」について、周知を図ることにより、女性の就職・活躍を支援するとともに、企業への情報提供に努めます。

●男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるよう体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低年齢児童の保育等の体制整備に努めます。

●男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進するとともに、障がいのある子どもの放課後の居場所として、放課後デイ・サービスが充実するよう関係機関と連携し、利用に関する支援・調整に努めます。

●安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民が互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽い病後児の預かり等により子育てをサポートします。

●保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるよう、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。

●男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。

7. 雇用等における男女共同参画の推進

現状と課題

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要な意義を持ちます。しかしながら、日本では、出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いというM字カーブ問題が、いまだ解消されておらず、子育てや介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性は約300万人と言われており、社会にとって大きな損失となっています。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や、パートナーである男性の子育て・介護等への参画等の実現が喫緊の課題となっています。

また、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い(マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント)等の根絶、男女間の賃金格差の解消等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が求められています。

さらに、ポジティブ・アクションの推進等による職場における男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための啓発も求められます。

パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義もある一方、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことが女性の貧困や男女間の格差の一因になっているという問題もあります。

加えて、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活においても市民がその選択において能力を十分に発揮することができるよう、また再就職、起業、自営業等においても、女性が活躍できるような就業環境の整備について、社会気運の醸成が期待されます。

また、農林業等の分野においては、女性の労働力が相当部分を担っており、また、6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっていますが、農林業等の経営等における女性の参画状況はいまだ十分ではありません。

施策の方向

(1) 就労環境の向上等に関する啓発・取り組み

- 企業に対し、育児や介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育休復帰支援、育休取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関する情報提供並びにそれらの優良事例等の情報発信に努めます。
- 男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。
- セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラス

メント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。

●男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備(男女別更衣室やトイレの設置等)の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。

●農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。

●労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。

●亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、企業における男女共同参画や女性の活躍推進の取り組みを支援します。

(2)子育て支援等、周辺環境の整備

●男性の育児休業取得率を高められるよう、また男女ともに育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すなど、職場マネジメントのあり方や優良事例等について、企業や市民に対し情報発信や啓発を行います。

●改正次世代育成支援対策推進法に基づく、「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等について、普及・啓発に努めます。

くるみん認定…改正次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度

●親近者を介護するための離職の防止のため、介護休業制度や柔軟な働き方等の普及・啓発を図ります。

基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

女性等に対する暴力の根絶に向けた啓発や被害者支援を行うとともに、生涯にわたる健康支援やひとり親家庭等への支援、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、安全・安心な暮らしの実現を目指します。

8. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

近年、配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカー行為、職場等によるハラスメント、幼児虐待や高齢者・障がい者への虐待等、様々な暴力が深刻な社会問題になっています。

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女を問わず、どのような場合においても決して許されるものではありません。多くの場合、暴力は繰り返し継続的にふるわれます。ストーカーやDV被害が、重大な犯罪に発展する危険性もあります。

暴力の被害者は男性の場合もありますが、その多くは女性が占めている状況にあり、社会に依然として残る固定的性別役割分担意識や男性優位の考え方、男女の体力差、経済力の差等が主な要因であると考えられています。最近では、若年層におけるデートDVも社会問題となっています。これらDVIは、被害者の生命危機や精神への影響が大きいにもかかわらず、家庭内や恋人間での問題として認識されることも多く、「私だけが我慢すれば…」と思ひこみ、公的機関等に相談できないことも少なくありません。

全国的な調査によると、女性の3人に1人が配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から暴力を受けた経験があると答えています。平成28年に実施いたしました「亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」においては、女性の13.2%が配偶者や恋人等から暴力を受けたことがあると答えています。(市調査では、前回調査との比較のために、暴力の定義を明記していませんが、全国調査では、暴力には身体的暴行のほか、心理的攻撃や性的強要なども含まれることが明記されていることが、全国調査と市調査において、暴力を受けたことがあると答えた女性の割合に差が見られた主な理由の一つと考えられます。)

また、本市において、事実婚を含む配偶者等からの暴力の相談件数は増加傾向にあり、女性相談全体の約3割を占めているものの、平成28年の「亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」では、暴力を受けたことがあると回答した女性のうち、半数以上は誰にも相談しなかったと答えています。

また、子どものいる家庭における暴力は、被害者本人の尊厳を傷つけるだけでなく、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えることもあります。

そして、暴力を受けた被害者について、安全を確保することが最優先であり、特に暴力により身体に危険が迫っている場合は、被害者の意思を尊重した上で、緊急に保護につなぐ必要があります。

さらに、被害者の自立支援にあつては、被害者は住み慣れた家や仕事から離れ、新たな生活の場を見つけなければならないケースがあります。その場合、経済的にも精神的にも不安定な中での再スタートを余儀なくされます。自立への目途が立たず加害者との生活を余儀なくされることも少なくありません。住み慣れた地域で暮らす場合にも、また新たな生活の場で暮らすにも、被害者および被害児童等への心身のケアや継続した相談が必要です。

新たな被害者を生まないためにも、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、身体的な暴力だけでなく様々な嫌がらせも暴力であること等について理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会をつくっていくことが重要です。

また、被害者が、悩みを抱えたまま、より深刻な事態に陥ることのないよう、相談窓口を積極的に活用してもらうための環境づくりや、被害者の安全かつ迅速な保護体制の確保のため、警察署や関係機関等との連携による支援体制の整備に取り組む必要があります。

施策の方向

(1) 女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進

- 女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄(欠如)から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。
- 相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続き等への同行等の支援を行います。
- 各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するなど、各関係機関等が連携して被害者を支援する体制づくりを推進します。
- 被害者に子どもが同伴する場合には、子どもの心のケアも必要なため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。
- 被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。
- 外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。
- 男性に対する暴力等の相談窓口についても周知・啓発に努めます。
- 女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態(代理受傷)になったり、相談員がバーンアウト(燃え尽き)したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。
- DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。

(2) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進

- セクシュアル・ハラスメントは、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面での未然防止のための啓発に努めます。
- 適正な性教育を実施することにより、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。

9. 生涯にわたる健康づくり支援

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

平成27年における日本の平均寿命は、女性87.05歳、男性80.79歳であり、いずれも過去最高を更新しました。しかし、その一方で、時間に追われるライフスタイルの進行等を背景に、偏った食生活や運動不足を原因とする生活習慣病が増加しており、働き盛りの若い世代の死亡や、寝たきり・認知症等が増加しています。平成28年に実施いたしました「亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」では、男性のうち「最近1年間に健康診断を受診した」と答えた割合が85.9%であったのに対し、女性は73.8%となっており、男性に比べて女性の方が12.1ポイントも受診率が低いという結果になりました。

また、「亀山市スポーツに関する意識調査(一般市民)」では、20歳～80歳の男女のうち、「週1回以上スポーツを行う」と答えた人が、男性は47.2%であったのに対し、女性は39.2%にとどまりました。背景には、家庭における家事や育児の負担が女性にかかる傾向が高いことも要因の一つと考えられます。

このように、女性は男性に比べて運動習慣者の割合が低いことに鑑み、女性のスポーツ参加を推進するための環境整備が必要です。

また、スポーツ関連団体やスポーツに関する各種委員等への女性の参画状況は十分ではなく、女性の参画が求められます。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みを総合的に推進する必要があります。

施策の方向

(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

- 男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信する。
- 男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。
- イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。
- 妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。

- 新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。
- 不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。

(2)スポーツ分野への女性の参画

- スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。
- 親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境の整備に努めます。
- 女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。
- 女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。
- 女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。

10. 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化等により、貧困や教育・就労の機会を得られない等、生活上の困難を抱える人が増えています。

特に女性については、非正規雇用者の割合が高く、生活が不安定であったり、一般的に男性よりも長寿で高齢期の生活や自身の介護の問題の影響を受けやすいため、母子世帯や高齢単身女性が貧困等をはじめとする様々な困難を抱える状況が多く見られます。

ひとり親家庭は、人々の価値観やライフスタイルの多様化、社会環境の変化などに伴い、未婚や離婚等により、母子家庭、父子家庭ともに増加傾向にあります。ひとり親家庭等では、身体的・精神的・経済的負担が大きくなるため、豊かで充実した生活が営めるよう生活の安定を図るための支援が必要です。特にひとり親家庭の多くは母子家庭であり、厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成25年)によると、母子家庭のうち46.5%が年間所得額200万円未満であり、49.4%が生活を「大変苦しい」と感じているなど、日々の生活に苦しむひとり親家庭が多く見られます。ひとり親家庭の生活の安定のためには、子供の養育費の確保が重要ですが、平成23年に離婚相手から実際に養育費を受け取っているのは、母子家庭で19.7%、父子家庭で4.1%にとどまっています。このようなことから、本市においても、ひとり親家庭等に対する各種手当の支給や医療費の助成等、支援が必要です。

また、障がいのある人や外国人住民は、コミュニケーション等の問題により必要な情報が得られないことで、複合的な困難を抱える場合が少なくありません。

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けています。また、女性であることに加え、障がいがあること、外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等からくる複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

更に、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛等)や性同一性障害などにより、困難な状況に置かれている場合もあり、それらの人々が尊厳を持って生きるために、性の多様性に関する理解を深めるなど、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

これらの問題について、男女共同参画の視点に立ち、地域に暮らす人々が、家族形態、年齢、国籍の違い、ハンディキャップの有無等にかかわらず、ともに助け合い、相互理解を深めるとともに、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるよう支援体制の整備が必要です。

施策の方向

(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり

●ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当等を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。

●保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう環境を整備します。また、社会

的養護施策として、養育家庭制度(里親制度)の普及や小規模児童養護施設の設置を進めます。

(2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害(身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任)等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。
- 障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。
- 日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。
- 性的少数者またはLGBTなど、性の多様性に関する理解を広げるため、啓発に努めます。

1.1. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

現状と課題

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会のあり方(社会要因)により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障がいの有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取り組みが重要です。

災害時には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任や負担が、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して女性に集中するという問題が明らかになっています。平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所においては、男女別トイレ、女性用更衣室や授乳スペース等の女性専用スペースの確保、下着や生理用品、おむつの配布等、性別によるニーズの違いについて、男性からの視点だけでは対応が困難であったとの課題が報告されており、避難所の運営における男女共同参画の視点の必要性が、これまで以上に重要であることが明らかとなりました。

震災後の平成24年に宮城県が行った「東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査」においても、女性責任者やリーダーシップを取ることのできる女性がいた避難所は、生活者としての女性の視点が生かされ、避難者のニーズを把握してきめ細やかな運営がなされたことが多かったという考察がされています。

また、災害時の避難所運営に限らず、女性の経験や知識、地域とのつながり等を生かし、女性が平常時の地域の防災活動等に参画していくことが求められています。

大震災の教訓を生かし、災害時において、女性や多様な生活者の視点に立った対応を一人でも多くの人にとれるよう、様々な防災の取り組みについて、平常時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。そのためにも、防災に関する施策等に女性の視点を反映する体制づくりや、地域の防災活動への女性の参画を促進し、地域防災の女性リーダー育成を推進していくことが求められます。

施策の方向

(1) 災害に備えた体制の整備

- 防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。
- 災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。
- 防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。
- 応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。

(2) 災害に備えた避難所運営体制の構築

- 発災時の避難所の運営のあり方等について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、避難所の運営体制を確立します。
- 避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み

取れるよう、女性等の参画を推進します。

●女性用の生活用品や乳児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄や配布体制の整備、また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。

計画の目標値と参考指標

本計画に記載した施策の推進を通じて達成を目指す「目標値」及び「参考指標」を、3つの基本目標ごとに設定している基本施策に対して、以下のとおり設定します。

※目標値とは、第3次亀山市男女共同参画基本計画に掲げる各施策に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で大変重要な指標であり、本計画に掲げる各施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、その推移を定期的に調査・把握し、その実績により各施策の評価を行うとともに、得られた課題の解消に向け、積極的に次なる取り組みを行うべきものとして位置付けるものです。

※参考指標とは、第3次亀山市男女共同参画基本計画に掲げる各施策に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な指標であり、本計画に掲げる各施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、その推移を定期的に調査・把握していくものとして位置付けるものです。

なお、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画にかかる目標値又は参考指標には◆を、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画にかかる目標値には★を付してあります。

基本目標1 男女共同参画社会の実現

《目標値1》

指標項目	現状	目標値 (平成33年度)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度(※1)	49.7% ※平成28年度	100%
固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合(※2)	53.0% ※平成28年度	60%

※1…「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」で、「男女共同参画社会」という言葉を「知っている」と答えた人の割合

※2…「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」で、性別による固定的な役割分担意識の1つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合

《参考指標1》

指標項目	現状	目指す方向
男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合(※3)	36.2% ※平成28年度	増加

※3…「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」で、男性のうち、何らかの子育てに関する地域活動に参加したことがあると答えた人の割合

「子育てに関する地域活動」の例…
 子ども見守り活動、PTA や子ども会などの役員の活動、スポーツ少年団などの指導活動、
 放課後子ども教室の活動、教育協議会など

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍

《目標値2》

指標項目	現状	目標値 (平成33年度)
各種審議会等における女性の登用率 (4月1日現在で算出)(※4)	36.1% ※平成28年度	40%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度(※5) ◆	26.9% ※平成28年度	35%
ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)(※6) ◆	—	6社
マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度(※7) ◆	マタハラ:71.5% パタハラ:23.9%	マタハラ:80% パタハラ:30%

※4…地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会・審議会等並びに市の条例・規則・要綱・規程等に基づき設置されているもので、委員に市の職員以外の者が含まれていて、複数の委員等により組織している委員会・協議会等における女性委員の総委員数に対する割合

※5…「亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」で、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「よく知っている」、「少し知っている」と答えた人の割合

※6…三重県の取り組みである「男女がいいきと働いている企業」における、本計画期間内の市内認証企業数(累計)

※7…「亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」で、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントを「よく知っている」「少し知っている」と答えた人の割合

《参考指標2》

指標項目	現状	目指す方向
市内全単位自治会長に占める女性の割合	2.6%(6人/235人) ※平成28年度	増加
市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	11.1%(2人/18人) ※平成28年度	増加

本市における女性管理職の割合 [うち一般行政職における女性管理職 の割合] ◆	23.2%(22人/95人) [12.5%(7人/56人)] ※平成28年4月1日現在	増加
市男性職員の育児休業取得率 (育児休業取得可能対象者のうちで、実際 に取得した男性職員の割合(延べ人数)) ◆	平成22年度から平成27 年度までの6年間で 7.3%(8人/109人)	20%以上 (第3次亀山市特定事業 主行動計画における平成 31年度の目標値:20%)
市職員1人当たりの年次有給休暇の年 間取得日数 ◆	8.6日 ※平成27年	10日以上 (第3次亀山市特定事業 主行動計画における平成 31年度の目標値:10日)
放課後児童健全育成事業の設置施設 数(※8) ◆	16箇所 ※平成28年度	18箇所以上 (亀山市子ども・子育て支援 事業計画における平成31 年度の目標値:18箇所)
商工会議所加入企業のうち女性の経営 者の割合 ◆	13.5% (138事業所/1,025事業所) ※平成28年12月末現在	増加
認定農業者のうち家族経営協定の締結 者数 ◆	1件 ※平成28年度現在	増加

※8…放課後児童クラブの設置施設数

基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

《目標値3》

指標項目	現状	目標値 (平成33年度)
DV防止法認知度(※9) ★	50.8% ※平成28年度	60%
健康診断受診率(※10)	男性:85.9% 女性:73.8% ※平成28年度	男性:86.5% 女性:76.0%

※9…「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」で、「DV防止法」を「よく知っている」「少し知っている」と答えた人の割合

※10…「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」で、最近1年間の間に健康診断を受診したと答えた人の割合

《参考指標3》

指標項目	現状	目指す方向
女性特有のがん検診受診率	子宮がん:12.3% 乳がん:21.8% ※平成 27 年度	増加
運動習慣のある者の割合 (20 歳～80 歳)(※11)	男性:47.2% 女性:39.2% ※平成 28 年度	増加
子育て短期支援事業の設置箇所数 (※12)	市内未設置	市内 1 箇所以上設置 (亀山市子ども・子育て支援事業計画における平成 31 年度の目標値:市内 1 箇所)
女性消防団員数	17人 ※平成 28 年 12 月末現在	増加

※11…「亀山市 スポーツに関する意識調査(一般市民対象)」で、20 歳～80 歳の男女のうち、「週1回以上スポーツを行う」と答えた人の割合

※12…子育て短期支援事業…保護者の疾病・その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業

第5章 計画の推進

市内の推進体制の強化、充実を図るとともに市民、各種団体、事業者等との相互連携及び計画の進行管理体制の整備、充実に努めます。

1. 推進体制

- ①「亀山市男女が生き生き輝く条例」第18条に基づき、亀山市男女共同参画審議会を設置し、市の男女共同参画施策等について、市長の諮問に応じた調査審議の上、意見の提出を受けます。
- ②副市長を会長とする亀山市男女共同参画推進会議により、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。
- ③市職員・教職員・市民等を対象とした男女共同参画に関する研修の機会を設け、啓発の推進と知識の習得に努めます。
- ④市と市民等が、男女共同参画の実現に協働して取り組めるよう体制整備に努めます。
- ⑤市が取り組む施策について、男女共同参画の視点で実施します。
- ⑥県の事業等への参加や、他市町との男女共同参画行政の情報交換等を積極的に行い、市の施策を推進します。
- ⑦市が実施する施策に関し、男女共同参画に関わる相談や指摘・苦情、または男女共同参画の妨げとなる事柄に対する、相談や指摘・苦情等があった場合には、適切に対応し、男女共同参画社会の実現に資するよう努めます。

2. 進行管理

- ①各部署において、毎年、男女共同参画の自己評価を実施し、見直しを図るとともに、施策の進捗状況について、共生社会推進室に報告するものとします。
- ②共生社会推進室は、各部署における男女共同参画の取り組みを集約し、亀山市男女共同参画推進会議や亀山市男女共同参画審議会に報告します。

3. 評価

- ①毎年、市の男女共同参画施策の進捗状況に対して評価し、公表します。
- ②本計画に掲げた目標値等の達成状況の検証等のため、本計画の終期(平成33年度末)までに(あるいは、それまでの必要な時期も含め)、「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」を実施することとします。

資料編

策定経過

亀山市男女が生き生き輝く条例

亀山市男女共同参画審議会規則

亀山市男女共同参画審議会名簿

亀山市男女共同参画推進会議要綱

亀山市要保護児童等・DV 対策地域協議会設置要綱

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成28年度 亀山市男女共同参画に関する市民意識調査

・実施要領

・調査票

・調査結果(概要)

用語解説

今回は添付
しておりま
せん。